

令和5年度 社会福祉法人権の木会
児童養護施設 聖智学園事業計画書

1. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、こどもたちの最善の利益を実現し、また、こどもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

2. 施設の養育目標

- ① 種々の願望や欲求を保持し育成していく人間
- ② 労働・生産を尊ぶ人間
- ③ 社会的連帯心を有する人間
- ④ 豊かな愛情を持った人間
- ⑤ 自己の尊さを知り、それを守っていく人間

3. 事業概要

(1) 施設運営方針

平成28年児童福祉法改正では、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが明記されました。これは、家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じ、その措置が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置を講ずることとなっています。

また、この法改正により、こどもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定され、この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。

このビジョンを受けて、厚生労働省は「家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とするこどもについては、できる限り良好な家庭的環境において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行い、さらに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の高機能化及び多機能化、小規模化かつ地域分散化を図ることで、更に専門性を高めていくことが重要である。」という方向性を示しました。

それによって、兵庫県家庭的養護推進計画も令和1年度に見直しがされ、令和11年度里親委託率47.8%を目標として掲げています。そして、児童養護施設も小規模化、地域分散化するとともに、ケアニーズの高いこどもたちを受け入れるための高機能化や、頻繁に依頼のある一時保護委託に対応するため、一時保護専用施設を設けるなどの多機能化が求められています。

本園では、さらなる家庭的養育を目指して小規模化を進めてきました。令和3年度竣工の小規模グループケア棟において個別の養育を行い、さらに、小学生居室のユニット化も完了してユニットごとの家庭的な養育を行ってきました。そして、子どもたちが安心して「あたりまえの生活」を送れるように職員が支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症も5月には5類相当になる見込みではありますが、施設においてはインフルエンザ同様、陽性者の対応が重要であり今後もユニット棟で隔離するなど、感染症への対応を行う体制を整えています。

一時保護委託についても、日々、各子ども家庭センターから依頼があり、本園の子どもたちの日常生活とは切り離してユニット棟での一時保護を行っています。不安を抱いて親元から離れてきている子どもたちに、穏やかで安心した生活を送ることができるよう配慮しています。また、生活状況を見ながら本園の子どもたちと一緒に生活することも検討しています。

ここ数年、コロナ禍により、卒園生が施設に出入りすることを制限してきました。卒園生にはずいぶん寂しい思いをさせてきてしまいましたが、自立支援専門員も配置し、こちらから子どもたちにアプローチし、子どもたちの生活や仕事の状況を確認しています。

兵庫県では子どもの意見表明支援制度が昨年度から開始されました。施設においても子どもたちの意見が自由に発信されるように、子どもたちにも仕組みの説明を行い、制度の利用を進めていきます。

令和6年度以降に子ども家庭センターが各市に設置され、すべての妊産婦と子ども、保護者が支援されることとなります。児童養護施設においては専門職によって地域支援を行うことが可能で、また、ショートステイ事業などを受けることもできるため、各市と連携して支援を行っていききたいと思います。

家庭養育をすすめるためには、里親さんの支援を行うことが児童養護施設の使命であり、里親支援専門相談員の配置だけではなく令和6年度には里親支援センターの設置を目指し、関係各所と協議していきます。

(2) 施設運営

① 児童養護施設の運営

・定員42名

聖智学園（定員30名）

地域小規模児童養護施設「グループホームまほろば」（定員6名）

地域小規模児童養護施設「グループホームあすなろ」（定員6名）

・職員 合計35名（うち、まほろば3名、あすなろ3名）

② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

・淡路市、洲本市、南あわじ市、明石市、加古川市、稲美町

③ 施設実習（保育士養成校 令和5年度予定）

i. 元町子ども専門学校子ども総合学科 8月～9月 1名

④ 在籍児童の内訳（令和5年4月1日予定）

【聖智学園】定員30名

区分	幼児	小学校							中学校				高校				計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	3	0	1	4	2	2	1	10	1	0	0	1	0	0	0	0	14
女	3	2	0	1	0	2	0	5	1	0	0	1	1	0	1	2	11
計	6	2	1	5	2	4	1	15	2	0	0	2	1	0	1	2	25

【あすなろ】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	1	1	1	0	0	1	2

【まほろば】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	1	1	0	0	0	0	1

4. 重点目標

家庭養育優先の原則に基づき、家庭での養育が困難または適当でない場合は、里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設についてもできるだけ小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境（家庭的養護）においてこどもを養育していきます。

そのうえで、一人一人の子どもをその特性に応じてきめ細かく育み、また、親子を総合的に支援して早期の家庭復帰につなげていけるように家庭調整を行います。

そして、施設は社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て支援など高機能化及び多機能化等の機能転換を図ります。

以上をふまえて、令和5年度の重点目標を以下のとおりとします。

(1) こどもの権利擁護の推進

令和3年度から兵庫県では意見表明支援制度が始まりました。これは、一時保護中や施設入所中の子どもが希望すれば、意見表明支援員（弁護士）がこどもの意見を聞き代弁（アドボケイト）するものです。

施設においては、このこどもの意見に対して、こども家庭センターと協議しながら、こども最善の利益が図れるように、またこどもに丁寧な説明を行うことによってこどもの気持ちによりそっていきたいと思います。

また、施設はこどもの人権を尊重した養育、支援について基本姿勢を明示し、職員が共通理解を持つために職員朝礼において周知徹底します。そのうえで、職員一人一人の倫理観、職務の責任に対して理解と自覚を促します。

こどもや保護者の意向を把握するため、従来とおり苦情ポストを設置し施設長にその意向が直接届くようにします。こどもたちにも再度周知し一層活用できるようにします。また、子どもや保護者等に対して、養育、支援の内容を伝えるため、ホームページ上で子ども日記として掲載します。

苦情があった際に適切な対応を行い、苦情解決の方法（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）についてもこどもや保護者等に周知します。また、入所してくるこどもたちに、施設での暮らしについて説明をするとともに、権利ノートなどを用いて「施設の生活は安全で安心であること」を伝えていきます。

(2) 家庭的養育の推進

令和3年度からユニット棟の竣工や小規模グループケアも2箇所から4箇所に増えたことに伴い、こどもたちの生活はより家庭に近い環境で生活することができるようになりました。

今後は、ユニットでの生活をより家庭環境に近づけるため、こどもの個別化を大切にしながら養育していきます。

(3) 専門的養育の推進

家庭で虐待などの不適切な養育を経験し、トラウマやアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えた子どもたちに対して、安全安心な生活環境の提供はもちろんのこと、「治療的養育」という視点のもと支援を行います。

そのためには、医療的ケアや心理的アプローチなど専門的な関わりを行うとともに、処遇職員の処遇スキル向上を目指します。

(4) 家庭連携の推進

家族再統合を目指して、家庭問題の解決や緩和を促すために、家庭支援専門相談員（2名配置）を中心に親の支援を積極的に行います。

(5) 継続的支援の推進

退所したこどもたち（ケアリーバー）の支援を行うために、令和5年度も自立支援担当職員（副施設長）を配置します。家庭訪問や相談などを行い職場への定着や家庭での生活の安定を図ります。

(6) 地域分散化の推進

2カ所ある地域小規模児童養護施設について、地域分散化加算により職員を各々1名増員します。また、「まほろば」は定員6名に対して1名、「あすなろ」は定員6名に対して2名と入所率が低いため積極的に入所を受けます。「あすなろ」「まほろば」については、高校生男子の受入を行っていますが、今後は中学生男子の受入も行っていく予定です。

(7) 性教育の実施

令和5年度についても、こどもたちの性別、年齢だけではなく、発達特性を勘案した性教育を行います。施設では思春期の男女が共に生活しており、「性の問題は常に起こり得る」という認識を職員間で共有し、こどもたちの処遇を行っていきます。

(8) 第三者評価の受審

令和5年度に第三者評価を受ける予定です。毎年、自己評価は行っており、第三者評価で指摘いただいた事項について、職員間で共有しこどもたちの支援に役立てます。

(9) 食育の推進

こどもの養育にとって、食は重要な部分を占めます。聖智学園では、従来から淡路島の豊かな食材を用いて、こどもたちにおいしいご飯を提供してきました。1ヶ月に1回献立会議を行い、こどもたちにも嗜好のアンケートをとりながら、食事の時間がこどもたちにとっても楽しみになるように努めます。

食事についてはコロナ対策として、ユニットごとに部屋を分け、食事をとってききましたが、今後は、こどもと職員がお互いの顔を見ながら食事をし、子どもたちにとって、楽しいひと時になるように対策を講じます。

(10) 施設のリスクマネジメント

施設ではさまざまなリスクが内在します。こどもたちが安心して暮らすためには、事前にリスクを回避する必要があります。リスクの大きさにかかわらず小さい事例についても、ヒヤリハットとして職員間で共有しリスク低減につなげます。

今回の新型コロナウイルスなど、事業の継続に支障となるリスクがあるため、令和5年度中にBCP（Business Continuity Plan）、いわゆる事業継続計画を立案します。

(11) 職員のメンタルヘルスケア

私たち施設職員は、不適切な対応により陥るリスクを想定しながら子どもたちを養育しています。それでもなお、不適切な対応に陥ってしまうのは、こどもは新しい養育者である職員に対し、挑発的な言動や執拗な要求やお試し行動など、さまざまな行動をするためです。また、保護者への対応にも苦慮する場面があり、職員自身が日々ストレス過多となり、やがてはバーンアウトする可能性もあります。

このような事態を避けるために、施設長、施設長代理、副施設長から自己評価提出時に面接を行い、職員が抱えている問題について解決します。また、主任から各職員の様子を報告させ、早めの対応を行います。

(12) 人材確保に向けた取組み

福祉人材を確保することが非常に困難な状況の中、少しでも施設の仕事について認識を深めてもらうように、保育養成校の学生に対してインターシップを行います。また、保育士実習の内容を充実し、保育養成校とも連携をとりながら人材確保に努めます。

また、教員の福祉実習も積極的に受託し、教員資格を持つ学生たちにも児童養護の仕事について認知してもらいます。

5. 養育支援計画

(1) 基本目標

- ① こどもの成育歴等を把握し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めて養育支援します。
- ② こどもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援します。
- ③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こどもが自ら判断し行動できるよう養育支援します。
- ④ こどもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援します。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援します。
- ⑥ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援します。

(2) 年間目標

項目ごとに支援方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組みます。

生活・・・日課と生活規範を徹底し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育ん

でいきます。

学習・・・各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、こどもの要望を聞きながら通塾も検討します。

環境・・・家庭的な養育環境のもと、整理整頓をこまめに行い常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図ります。

健康・・・自分の健康に関心を持ち屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていきます。

食事・・・食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにします。

文化・・・園内クラブへの参加など豊かな心情と向上心を育てます。

運動・・・地域のサッカークラブなど、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成します。

防災・・・避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていきます。

進路・・・中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していきます。

地域・・・地元町内会や子ども会等との交流を深めるとともに、積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助します。

(3) 個別養護計画

こどもたちに安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育し、子どもたちの心身の健やかな成長とその自立を支援する。

年齢区分	生活指導	学習指導	家庭環境調整及び職業指導
幼児	日常生活の基礎を学び、習慣づける。トイレトレーニングを行い、排泄の自立を促す。食事のマナーの基礎を学ぶ。	4歳までは施設内で、絵本や音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。5・6歳は幼稚園に通園し、集団行動・社会性を学ぶ。 発育に遅れのある子どもは、児童発達支援による療育を行う。	各々の家庭の状況を把握し、家庭支援専門相談員を中心に親の生活基盤の安定をめざし、子どもたちが早期に家庭復帰できることを目指す。 また、親子関係が途切れることのないように、親との連絡を密にとりながら、こどもへの関心が薄れることのないように、こども家庭センターと連携をとりながら支援していく。
小学生 低学年	身のまわりの整理整頓の基礎を学び、食事、あいさつ、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）により学習習慣と基礎学習を身につける。	
小学校 高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。	
中学生	身の回りの整理整頓の確立、基礎体力の向上を図る。 相手の気持ちを思いやる心を育てる。自分の立場・役割を理解する。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、将来、自分

高校生	<p>社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理ができるようにする。地域小規模児童養護施設にてリービングケアを行い、自立に向けた訓練をする。</p>	<p>日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、目標を実現できるようにする。</p>	<p>はどのような職業につきたいのかを考える。</p> <p>高校生については、自分自身状況を把握し、アルバイトやインターンシップなどの就業体験をしながら将来の進路を考える。</p> <p>一人暮らし体験を行える環境を整える。</p>
-----	---	---	---

6. 児童行事

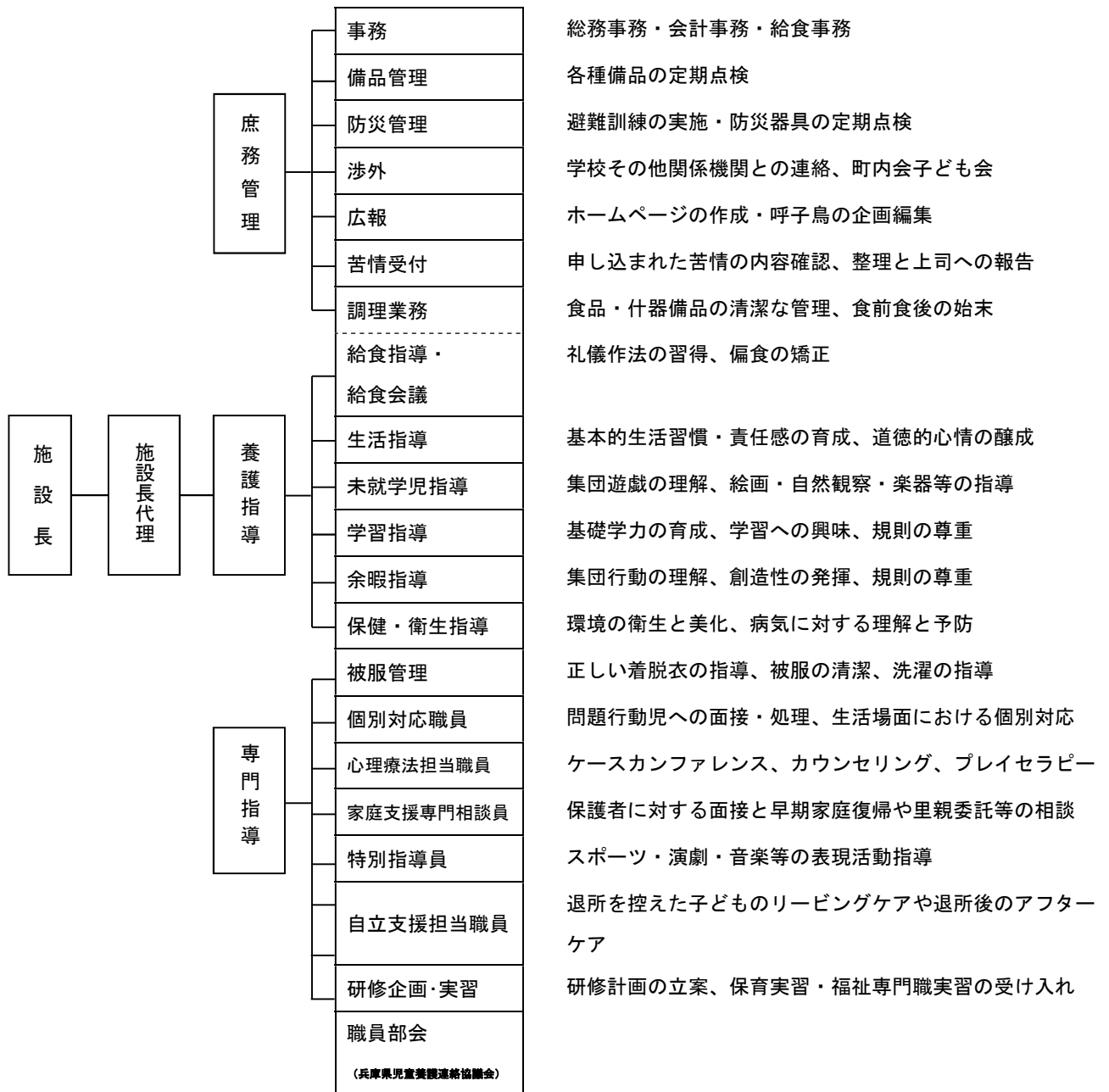
月	行 事
4 月	入学式
5 月	ゴールデンウィークレクリエーション
6 月	サッカー大会
7 月	キャンプ（1泊2日）
8 月	地域交流夏祭り（園庭）
9 月	サイクリング
10 月	バレーボール大会
11 月	みんなの文化祭
12 月	クリスマス会（学園）
1 月	正月
2 月	節分・ ドッジボール大会
3 月	卒業式・卒園式

組織図

【聖智学園】

割愛

7. 業務分担



8. 処遇（勤務）体制

職種	区勤分務	時間帯																								備考
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
児童指導員 保育士 家庭支援専門相談員	早	[勤務時間]																								
	遅											[勤務時間]														
	断続	[勤務時間]																[勤務時間]								
	日勤									[勤務時間]																
臨床心理士	断続	[勤務時間]																[勤務時間]								
	早	[勤務時間]																								
	日勤									[勤務時間]																
栄養士 調理員	早	[勤務時間]																								
	遅											[勤務時間]														
事務員	日勤									[勤務時間]																
管理宿直		[勤務時間]																								

9. 研修計画

【目的】

1. 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付けます。
2. 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付けます。
3. 職員としての資質向上を行います。

【当面の諸課題を解決するための研修】 通年実施

- ・ 子どもの権利擁護
- ・ 性教育・性的問題への対応について
- ・ 自立支援計画
- ・ 育ちアルバム・ライフストーリーワーク

【施設としての職員研修】

OJT

1. 社会福祉施設の運営
2. 社会的養護の現状
3. 先輩職員から伝えたいこと（3回）
 - ① 管理職
対象 全職員
 - ② 主任
対象 経験3年～5年の職員
 - ③ 主任（新任）・副主任職員
対象 新任職員
4. 障害の理解と援助のあり方

対象 経験 3 年～ 5 年の職員

5. こどもの権利擁護

対象 全職員

6. リスクマネジメント

対象 副主任以上

Off-JT

1. 全国児童養護施設長研修協議会
2. 西日本児童養護施設職員研修協議会
3. 近畿児童養護施設職員研修協議会
4. フレッシュマン研修（兵庫県児童養護連絡協議会）
5. 中堅職員研修（兵庫県社会福祉協議会）
6. SBI 研修
7. こどもの虹情報研修センター
8. 調理員研修（兵庫県洲本健康福祉事務所）
9. こどもの権利擁護に関するもの
10. 被虐待児のケアに関するもの
11. 性的な問題に関するもの
12. 発達障害に関するもの
13. 学習指導に関するもの
14. 心理療法に関するもの
15. 相談援助に関するもの

【合同検討会】 通年実施

1. 家庭的養護を推進していく中での、小規模ユニットケア活用方法について
2. こどもの権利に関する学習
3. 施設内虐待防止について
4. アフターケア、自立支援に向けた取組みについて
5. SNS 等による子どもへの影響（インターネットの使用方法）

10. 人材確保と育成

(1) 人材確保

令和 4 年度末の退職はありませんでした。令和 5 年度では 4 月に女性職員を 2 名採用予定です。また、年度途中に 2 名増員する予定です。

(2) 人材定着

人材確保が困難な状況の中、人材定着のためワークライフバランスを推進する目的で、年休取得率（令和 2 年度 36%、令和 3 年度 31%、令和 4 年度 37%）をさらに向上させ、時間年休の取得を推進します。平成 31 年度から義務化された有給休暇 5 日

取得については、令和4年度は全員達成しており、令和5年度も引き続き取得の推進をしていきます。

また、有給休暇について、就職後即日での10日付与を継続します。非常勤職員も労働日数により、有給休暇を付与します。そして、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の取得を推進し、働きやすい職場を目指します。ちなみに令和4年度において産休育休の取得があり、4月から職場復帰予定です。

また、コミュニケーションのとりやすい職場環境や相談しやすい環境づくりを目指して職位を複層にしており、4月1日付けで主任1名副主任2名が昇格しています。さらに、必要に応じて施設長、施設長代理（心理職）の面談を実施します。

(3) 人材育成計画

① メンター制度の導入

新入職員に対して先輩職員がさまざまなアドバイスをし、また相談を受けるメンター制度の導入で、きめ細かなフォローを行います。

② スーパーバイズ体制の構築

新入職員や中堅職員の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、施設内の人間関係機能の向上をめざしてスーパービジョンを行うスーパーバイズ体制を構築します。スーパーバイザーには元こども家庭センター所長に委嘱しており、スーパーバイザーによる研修も行います。

12. 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4	受電設備全停電	火災報知設備操作盤説明（職員）	
5	消防用設備点検		地震避難訓練
6	害虫駆除		津波避難訓練
7		自転車交通教室	地震避難訓練（夜間）
8			地震火災発生避難訓練
9			総合防災訓練
10			火災通報避難訓練
11			社会福祉施設防災の日訓練
12	消防用設備点検	防災教育（児童・職員）広域消防	火災、避難・消火訓練
1			地震避難訓練（夜間）
2			緊急地震速報対応訓練
3		自転車交通教室	火災避難訓練

備考	電気保安管理 : 毎月 建築物定期調査 : 2年毎		
----	------------------------------------	--	--

13. 防犯計画

施設の入りはオートロックによる管理とする。防犯カメラにより、施設外部および施設内の共有スペース（廊下、階段等）に監視を行う。警察への非常通報装置の運用とともに、こども・職員の安全を守る観点から民間警備（セコム）の導入も行い、不審者や保護者の強引な要求に対応する。